

第131期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第131期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

株式会社不二家

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。
 - ② 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営に当たっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。
 - ③ 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。
 - ④ 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。
 - ⑤ 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。
 - ⑥ 当社及び当社グループ会社の役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。
 - ⑦ 当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通じ反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
 - ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
 - ② 当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。
- ② 当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。
- ② 当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。
- ③ 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ会社の管理に関する規程（関係会社管理規程）を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。
- ② 当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。
- ③ 当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。
- ④ 当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ⑤ 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
- ⑥ 当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。
 - ② 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取する。
 - ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。
 - ③ 当社及び当社グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ④ 当社の内部通報制度を担当する役職員は、当社及び当社グループ会社の役職員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。
 - ⑤ 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ② 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。
 - ③ 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。
 - ④ 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長の直轄組織であるコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの状況等の報告及び把握、対応策の協議を行いました。また、役員及び従業員に対する教育及び研修を動画視聴により6,210名に実施し、コンプライアンスに関する情報等を共有するとともに、それぞれの職場で活かせるよう、指導を行いました。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の記録、取締役会規則をはじめとした各会議の規程及び職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、想定されるリスク等に対応するとともに、リスク管理に関する情報共有及び管理を徹底しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、2025年12月31日現在、社外取締役5名を含む11名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は14回開催され、重要事項の決定や各業務執行取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え審議を行いました。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。
- (5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
当社グループ会社社長が参加する関係会社経営報告会を開催したほか、週次・月次で当社グループ会社から報告を受けております。当社グループ全体のリスクマネジメント実施のため、当社代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、当社グループ会社において想定されるリスク等について協議・対応いたしました。
また、当社グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告させるとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づいて、当社の各担当部署において承認もしくは決裁等を実施しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置しており、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行しております。

- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、定期的開催されるコンプライアンス委員会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を4回実施したほか、会計監査人及び内部監査を実施している監査室とも定期的に連絡会を開催し、監査に関連する情報の収集を行っております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 6社 (株)ダロワイヨジャパン
(株)不二家システムセンター
不二家乳業(株)
不二家(杭州)食品有限公司
(株)不二家神戸
日本食材(株)
- (2) 主要な非連結子会社の名称 不二家テクノサービス(株)
FUJIYA USA Corporation

非連結会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 1社 B-R サーティワンアイスクリーム(株)
- (2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
主要な非連結子会社及び関連会社の名称 不二家テクノサービス(株)
不二家ベトナムCo.,Ltd.

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、仕掛品及び貯蔵品は、主として総平均法による原価法

原材料は、主として最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また、商標権につきましては、10年～15年の定額法により償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 洋菓子事業
洋菓子事業においては、ケーキ、ベーカリー、デザート、アイスクリーム等洋菓子の製造・販売、喫茶及び飲食店の経営を行っております。
直営店における洋菓子の販売・喫茶及びレストランの運営については、顧客に商品または製品を引き渡した時点、飲食サービスを提供した時点でそれぞれ履行義務が充足されることから、顧客から対価を収受した時点で収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価は、概ね履行義務の充足時点にて回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。
フランチャイズ加盟店や量販店等への販売については、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、主として製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の間で

あることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、販売奨励金またはセンターフィー等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 製菓事業

製菓事業においては、チョコレート、キャンディ、ビスケット、飲料及び乳製品等菓子食品の製造及び販売を行っております。

当該販売については、顧客との販売契約で定められた契約条件に基づき、製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡しまでの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を加味した価格を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……原材料輸入に係る外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

原材料輸入に係る為替変動リスクについて、ヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

II 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
減損損失	324
有形固定資産	45,461
無形固定資産	1,540

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、主として事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。洋菓子セグメントについては、工場等の資産グループと直営店の資産グループに大別され、直営店の資産グループのうち、洋菓子店舗及び外食店舗につきましては店舗別資産ごとにグルーピングを行っております。その他、賃貸用資産及び遊休資産等につきましては個々の資産ごとにグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

(2) 主要な仮定

不動産鑑定評価額には原価法が適用され、主要な仮定は土地の更地価格であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、市場環境の変化等により不動産鑑定評価額等が低下した場合等、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額
売掛金 19,580百万円
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 113百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 86,772百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。
4. 期末日満期手形等の処理
期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。
また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。
当連結会計年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日期日債権の一部が期末残高に含まれております。
その主なものは次のとおりであります。
売掛金 3,295百万円

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 25,784,659株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年3月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 773百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 30円 |
| ③ 基準日 | 2024年12月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年3月26日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年3月25日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 773百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 30円 |
| ③ 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ④ 基準日 | 2025年12月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年3月26日 |

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

デリバティブ取引は、持分法適用関連会社で実施している外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、敷金及び保証金については各事業部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、決済額の一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (* 2)	7,145	15,869	8,723
(2) 敷金及び保証金	1,985	1,933	△52
資産計	9,131	17,802	8,670
(1) 長期借入金	15,000	14,794	△205
負債計	15,000	14,794	△205
デリバティブ取引	2	4	1

(*1) 現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿に近似することから注記を省略しております。

(*2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。なお、非上場株式等（連結貸借対照表計上額403百万円）は、市場価格のない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場時価により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,645	—	—	1,645
資産計	1,645	—	—	1,645
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	14,223	—	—	14,223
敷金及び保証金	—	1,933	—	1,933
資産計	14,223	1,933	—	16,156
長期借入金	—	14,794	—	14,794
負債計	—	14,794	—	14,794

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価について、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	仕入債務	160 (*1)	—	4 (*1)	取引金融機関から提示された価格に基づき算定している

(*1) 為替予約等の繰延ヘッジ処理によるものは、持分法適用関連会社で実施している仕入債務に対する為替予約によるものであります。契約額及び時価については、当社の持分相当額を乗じて算出しており、税効果相当額を控除して連結貸借対照表に計上しております。

VI 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	洋菓子事業	製菓事業	その他	合計
売上高				
洋菓子	25,506	—	—	25,506
レストラン	6,332	—	—	6,332
菓子	—	80,244	—	80,244
飲料	—	3,823	—	3,823
その他	—	—	3,446	3,446
顧客との契約から生じる収益	31,838	84,067	3,446	119,352
その他の収益	—	—	205	205
計	31,838	84,067	3,652	119,558

(注) 「その他」の区分は、キャラクターグッズ等の通信販売、ライセンス事業、不動産事業及び事務受託業務等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	17,621	19,580
契約負債	103	113

契約負債は、主に、製品または商品の出荷時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、83百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,352円38銭
- 1株当たり当期純利益 78円82銭

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び貯蔵品は総平均法による原価法

原材料は、主として最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また、商標権につきましては、10年～15年の定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当社賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における退職給付債務は4,094百万円、年金資産は2,882百万円、退職給付信託は2,607百万円であります。

また、当事業年度末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、以下のとおりであります。

	退職一時金	確定給付企業年金	合計
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	△2,801百万円	一百万円	△2,801百万円
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算前)	—	424	424
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く)	971	—	971
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除後)	△1,830	—	△1,830
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算後)	—	424	424

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 洋菓子事業

洋菓子事業においては、ケーキ、ベーカリー、デザート、アイスクリーム等洋菓子の製造・販売、喫茶及び飲食店の経営を行っております。

直営店における洋菓子の販売・喫茶及びレストランの運営については、顧客に商品または製

品を引き渡した時点、飲食サービスを提供した時点でそれぞれ履行義務が充足されることから、顧客から対価を収受した時点で収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価は、概ね履行義務の充足時点にて回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

フランチャイズ加盟店や量販店等への販売については、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、主として製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、販売奨励金またはセンターフィー等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 製菓事業

製菓事業においては、チョコレート、キャンディ、ビスケット及び飲料等菓子食品の製造及び販売を行っております。

当該販売については、顧客との販売契約で定められた契約条件に基づき、製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を加味した価格を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
減損損失	324
有形固定資産	34,511
無形固定資産	1,150

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「II 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	4,824百万円
関係会社に対する短期金銭債務	296百万円
関係会社に対する長期金銭債務	228百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 74,849百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 貸借対照表に計上した固定資産のほかに菓子生産設備の一部営業車両及びパーソナルコンピュータ等の事務機器をリース契約により使用しております。

4. 保証債務

関係会社他の営業債務に対する保証

不二家乳業(株)	85百万円
(株)ダロワイヨジャポン	8百万円
合計	94百万円

5. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当事業年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日期日債権の一部が期末残高に含まれております。

売掛金	3,251百万円
-----	----------

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	7,099百万円
仕入高	2,766百万円
その他の営業取引高	567百万円
営業取引以外の取引高	828百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式(注)	9,000	53	—	9,053

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	127百万円
貸倒引当金	546
未払歩戻金	108
未払事業税	75
退職給付引当金	610
資産除去債務償却費	81
退職給付信託設定	891
関係会社株式評価損	409
子会社株式	248
減価償却超過額	285
その他	124
繰延税金資産小計	<u>3,509</u>
評価性引当額	<u>△1,344</u>
繰延税金資産計	<u>2,165</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△363
前払年金費用	△175
繰延税金負債計	<u>△539</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,626</u>

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
親会社	山崎製パン(株)	被所有 直接 54.4	当社製品の販売	製品の販売 (※1)	4,733	売掛金	778
			同社製品の仕入	製品の仕入 (※1)	485	買掛金	41
			当社事務業務の委託	事務委託業務 (※4)	71	未払金	5
			当社不動産の賃	土地・建物等の賃 貸(※5)	87	前受金	12
				土地・建物等 に關わる保証 金の返還(※5)	31	預り保証金	228
			役員 の兼務				

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	(株)不二家神戸	所有 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売 (※1)	303	売掛金	122
			同社製品の仕入	製品の仕入 (※1)	382	買掛金	29
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	—	短期貸付金 (※2,3)	1,970
			役員 の兼務				
子会社	日本食材(株)	所有 直接 50.7	同社製品の仕入	製品の仕入 (※1)	1,285	買掛金	106
			当社製品の販売	製品の販売 (※1)	1,119	売掛金	119
			役員 の兼務				
関連会社	不二家ベトナム Co.,Ltd.	所有 直接 50.0	出資の引受 役員 の兼任	出資の引受 (※6)	1,819	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ※1. 上記各社への製品の販売及び仕入については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、経営再建のための支援の一環として、利息の減免を行っております。
- ※3. (株)不二家神戸への貸付に対し、831百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において252百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- ※4. 事務業務の委託料については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※5. 不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。
- ※6. 出資の引受については、金銭による出資の方法により行っております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,713円30銭
2. 1株当たり当期純利益	51円67銭

Ⅸ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅹ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。